

細 則

最終改正 2025年 4月28日（理事会にて決定）

（細則の目的）

第 1 条 この細則は、定款で規定されているものの他、定款第 29 条 1 項（4）及び定款 35 条 2 項並びに定款第 50 条によりこれを定める。

（正会員に準じる立場の者）

第 2 条 定款第 5 条 1 項（1）に定める「それに準ずる立場の者」の最低条件は、管理建築士で無ければならない。

2 前項以外に付いて、「準ずる立場の者」で有るか否かの判断は、全て理事会に委ねる。

（会員種別の特例）

第 3 条 定款第 5 条 1 項（4）その他の会員は、次の会員種目を設ける。

- （1）準会員 正会員の事務所に所属している社員（従業員）等。
- （2）名誉会員 過去において、会に対し特に功労のあった者等で、正会員の推薦による個人。
- （3）交流団体会員 他団体（協会）との交流をはかる事を目的とする団体。
- （4）参与会員 正会員だった個人が会の活動に参加できる。
- （5）情報会員 首都圏以外の主たる業務が構造設計及び工事監理の事務所と情報を共有することを目的とする個人。

2 前項（1）の者は、自動的に会員資格を得るものとする。

3 1 項（2）（3）（4）（5）の者については、全て理事会の承認事項とし、会員資格取得の手続きは特に必要とせず、理事会議事録に承認記録を留めるのみとする。

4 この細則で定めた会員は、会運営上必要な作業活動のみとし、会の運営に関する事項には参加できない。

（入会金及び会費）

第 4 条 定款第 7 条による入会金及び会費は、次のとおりとする。

- （1）正会員 入会金 ¥20,000.- 会費 年額 ¥24,000.- (2,000×12)
- （2）賛助会員 入会金 ¥ 無料 会費 年額 ¥30,000.- (2,500×12)／1 口
- （3）特別会員 入会金 ¥ 無料 会費 年額 ¥ 無料

2 細則第 3 条 1 項に定める会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- （1）準会員 入会金 ¥ 無料 会費 年額 ¥ 無料
- （2）名誉会員 入会金 ¥ 無料 会費 年額 ¥ 無料
- （3）交流団体会員 入会金 ¥ 無料 会費 年額 ¥ 無料
- （4）参与会員 入会金 ¥ 無料 会費 年額 ¥ 無料
- （5）情報会員 入会金 ¥ 無料 会費 年額 ¥3,000.- (250×12)

3 入会が月の途中であった時は、年間を月割りにし、その月の会費を全額として計算し、その額を初年度の会費とする。

4 退会が年の途中であった時は、すでに収めた年会費等の返却は行わない。

5 会費の納入は、理事会の承認を得て会計が定めた方法で納入をする。

6 上記の他、臨時に多額の支出を要する場合は、理事会で計り、総会の承認を得て臨時会費を徴収する事ができる。

7 同条 1 項（2）賛助会員及び同条 2 項各会員の会費は、理事会のみにて変更する事ができる。

(休会)

第 5 条 会員は諸々の事情により、理事会に休会の理由書を提出し、承認されたものは、条件付で、休会することができる。

(会員資格の喪失及び権利の停止)

第 6 条 正会員及び賛助会員が会費を年度末まで滞納したときは、一定の期間会員の権利の一部若しくは全部を停止することができる。

2 会員の権利は次の各号とする。

(1) 総会の議決権（正会員のみ）

(2) 研修会などの会員割引

(3) その他の会員の特典

3 細則第 3 条 1 項に定める、(2) (3) (4) (5) の会員については、理事会に委ねる。

(総会の審議事項)

第 7 条 定款第 1 2 条に定める具体的な審議と決議の細目は、原則として、次の通りとする。

(1) 定款の変更に関する事項。

(2) 事業計画及び収支予算の承認に関する事項。

(3) 事業報告及び収支決算並びに財産目録に関する事項。

(4) 理事並びに監事の選出に関する事項。

(5) 理事会より付議された事項。

(6) 総会に於いて、審議すべきものと決議された事項。

(臨時総会の招集)

第 8 条 定款第 1 3 条に定める臨時総会は、会長が召集しない時は、理事会の代表、又は、請求者の代表にて召集することができる。

この時、議長は、この代表者があたる。

(総会の決議)

第 9 条 定款第 1 7 条 1 項に定める決議において、可否同数の時は、議長が決する。

(役員の常数)

第 1 0 条 定款第 2 1 条 1 項 (1) に定める理事の常数は原則として 1 5 名とする。

但し、理事会において、理事人数を 1 0 名以上 2 0 名以内の範囲で変更できるものとする。

2 定款第 2 1 条 1 項 (2) に定める監事の常数は原則として 2 名とする。

但し、理事会において、監事人数を 1 名以上 3 名以内の範囲で変更できるものとする。

(役員の選任)

第 1 1 条 定款第 2 2 条 1 項に定める理事及び監事の具体的な選任方法は、定時改選期においては、事前に理事会にて候補者を選定し、総会で決議を得るものとする。

但し、正会員は正会員 1 0 名以上の推薦により理事及び監事に立候補することができる。

また、推薦の重複は定員以内とする。

2 前項により理事及び監事候補者数が決められた人数を上回った場合は、選挙により

総会に上程する候補者を定員以内に決めておくものとする。

また、選挙に関する規定は第 2 0 条の選挙管理委員会の項による。

3 理事及び監事に欠員が生じた場合、あるいは理事会において増員の決定が為された場合の

選任方法も前1, 2項に準拠する。

- 4 総会に上程された理事及び監事の候補者の中で、総会の決議を得られなかった者が生じた場合で、前条の下限の人数に達しない場合は前項に準じる。

(副会長の順序)

第12条 定款第22条第2項により、会長は理事会で選出された後、直ちに副会長の順序を決めなければならない。

(理事会の職務)

第13条 定款第29条1項(1)に定める業務執行の具体的事項は次の通りとする。

- (1) 総会の議案に関する事項。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会の議決を要しない事業の執行に関する事項。
- (4) 役員会等の決定事項で、理事会承認を必要とする事項の協議と議決。
- (5) 第19条に定められた各委員会の提案事項の協議と議決。

(理事会の招集)

第14条 理事会は定期理事会と臨時理事会とする。

- 2 定期理事会は原則として毎月1回を開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と判断した時、又は理事の3分の1以上から請求のあった時開催し、1週間以前に会長は、各理事に連絡して、召集しなければならない。
又、会長が召集しない場合は、請求者の代表が、召集する事ができる。
尚、定期理事会の日程は、理事会において協議し、会長が定める。
- 4 新任理事が決定後ただちに理事会を開催し、定款第21条2項の役員を決定する。

(理事会の議長)

第15条 やむをえぬ理由で会長が欠席の場合は、会長の命を受けた者が議長にあたる事ができる。
但し、細則第14条3項により理事会の代表又は請求者の代表が召集し、この時会長が欠席の場合は、出席者の中から議長を選任する。

(理事会の決議)

第16条 理事会は理事の総意により、必要に応じて、理事以外の人を出席させ、意見等を聞くことができる。但し、議決定員数には含めない。

(理事会の議事録)

第17条 定款第34条に定める理事会議事録作成者の指名は、議長の所轄とする。

- 2 定款第34条の法令で定める議事録には下記事項を必ず記入する。
 - (1) 会議の名称。
 - (2) 会議の開催日時と場所。
 - (3) 会議の出席者の氏名。
 - (4) 議決事項。
- 3 議事録は、事務局が保管し、次期会長へ引き継がなければならない。

(委員会の種類)

第18条 定款第35条1項に定める委員会の種類は、次の通りとする。

- (1) 常任委員会

- 6 理事会の要請により、細則第11条3項に關しての業務を実施する場合も同条の2項から5項に準拠して行ふ。

(委員会の招集)

第21条 委員会は、委員長が召集し議長にあたる。

- 2 委員会は、必要に応じ、関係理事の出席を要請できる。

(委員会報告の義務)

第22条 常任委員会及び特別委員会は、毎年事業年度ごとに、事業報告書を会長に提出する。

- 2 会長及び理事会は必要に応じて各委員会に、中間事業報告書の提出を求める事ができる。この時各委員会は、速やかにこれに対応をしなければならない。

(事務所・事務局)

第23条 定款第2条に定める事務所は、理事会の決定において、下記(1)に置く。

- (1) 東京都渋谷区本町2-4-3
- 2 事務所設置位置は、定款第2条に定める範囲においては、理事会承認を得て変更することができる。
- 3 事務所設置位置が、定款第2条に定める範囲を超える時は、理事会で決議し、総会の承認を得て、定款を変更する。
- 4 定款第35条1項に定める事務局は、理事会の決定において、下記(1)に置く。
(1) 東京都新宿区山吹町337-5 都住創山吹町ビル401 (株式会社親交設計内)
- 5 事務局は、理事会承認を得て設置位置の変更又は廃止することができる。

(基金)

第24条 定款第1条で定める本会成立前の任意団体東京構造設計事務所協会の剰余金は、これを本会の基金として受け入れる。

但し、本会解散時における扱いは、定款第44条に帰属することとする。

(会計)

第25条 会計は理事の中から選出し、当面は会計事務を担当する。

(財産管理)

第26条 定款第6章の財産管理は、会計が管理し、会費徴収簿や、金銭出納簿等で常にその収支を明らかにする他、会計及び財産に関する記録を保管しなければならない。

- 2 備品の管理に付いては規程で定める。

(事業年度の決算)

第27条 決算書は会計が作成し、監事の監査を受けて、年度終了後3ヶ月以内に、総会の承認を受けなければならない。

- 2 新年度予算成立までに要する経費に付いては、原則として前年度の予算範囲内で支出することができる。

(細則の改廃)

第28条 定款第29条1項(4)の権限で、定款第50条によって定めた細則は理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第29条 この細則は理事会で承認された時から施行する。
尚、承認後、1ヶ月以内に正会員に報告をする。

- 2 この細則の施行に際し、不足している具体的な事項及び必要な事項は、規程で定める。